

グリスウオールド

『農業と民主々義』

高橋 伊 一郎

家族經營の農業は「民主々義の柱石」であるという考えはアメリカの政界において最も根強い定説の一つである。このような考えからして農民援助のために尤大な政府組織がつくれ、農業は政界においても重要な地位をしめた。第二次大戦後の現在、農業は繁榮の絶頂にある。しかし家族農業の繁榮は永續するであろうか、また家族農業支持の政治理論は健全であろうか。たとえば一九四〇年において總農場の四割は抵當付きであり、四割は借地農場である。國民經濟全體の中における農業人口並びに農業生産額は十九世紀末におけるよりも相對的に減少している。いわば農業は衰退しつつある。國民經濟における國家の役割が大きくならねばなるほどその政治理論を明確にする必要があり、ここに家族農業と民主主義との關連を検討することが重要な問題となる、と著者は前書して次のように論をすすめている。(1)前に述べた定説の起源、(2)英、佛、米三國における政策に對する影響の史的考察、(3)今後のアメリカ農業及び政策における地位。

アメリカ史上、論旨において農業主義 (agrarianism) と民主主義とが最も密接に表裏一體をなしているという點ではトーマス・ジェファァーソンに優るものはない。彼は十八世紀後半の人であつたが、その頃イギリスではインクローヅ運動が酷で、産業革命が始まりつつあり、フランスではフィジヨクラートが勢を得て、いずれも農業が經濟的にも思想的にももつとも重要視されていた時代であつた。ジェファァーソンはバリ在任中にフィジヨクラートと親交があり、かれの農業に對する考え方もこのような背景のもとに形成された。すなわち農業こそは富の源であると主張する。しかし農業を重視するということで同じであつても、彼の主張はフィジヨクラートのそれとは必ずしも一致しない。その重要な點の一つとして後者にあつては大農法を唱え、零細農の福祉については殆んど顧みない。しかるにジェファァーソンは農業の擔當者をフロンティアの小農 (small farmers) に求めた。従つてかかるものを擔當者とするこゝによつて農業は單に富の源としてだけでなく、また人民自治 (popular self-government) と一致するところの德行と徳性 (human virtues and traits) の基盤として考えられたのである。

しかし小農は常にかかる徳性の基盤となるとは限らない。個人の政治的自由こそジェファァーソンの至高善 (summum bonum) とするものであつたが、他の何者にもまして小農民にそれが求められるためにはそこ何らかの連結環を必要とする。それは彼にとつて次のようにして求められた。政治的自由は社會的不等と經

濟的安定とに基ずく。自らを治めようとする者は自らの魂(soul)を持たねばならぬ。自らの魂を持つためには自らの財産を持たなければならぬ。當時のアメリカで私有財産の最も典型的なものは土地であり、土地の最も有効な利用方法は農業であつた。しかし農地の私有を認めると同時に社會的平等をものはかるには次の條件が必要である。農地を他の者も同様に入手できること及び自己が利用できるよりも多くの農地を所有してはならないということである。それは財産權についてのロックの自然法的な概念の流れを汲み、廣大なフロンティアの存在がその實現に利用されたことはいふまでもない。

かくて古くからの農業主義の傳統、土地への個人的な愛着、ロックから傳えられた自然法の理論、人民統治の主張となつたアメリカの獨立という主張、フロンティアの存在、イギリスの例による産業革命への恐怖、土地は共有財産であるという考え、個人の自由とともにその手段たる私有財産への信念、農地が私有財産の最も典型的で有効な形態であるという事實、それらのどれがより基本的であるかは問うところでない。それらがすべて具備されて農地を自有自營する家族經營が「國內で最も貴重な要素である」という家族農業についてのアメリカの古典的な政治理論が導き出された。

家族經營規模の農民が現在も國內で最も貴重な要素であるかどうか。過去においても常にそうであつたか。一七九一年にハミルトンはすでに次のように公言している。「合衆國において工業を

獎勵することが得策であることは今ではかなり一般的に認められていると考えられる。しかし家族農業の社會がデモクラシー的理想であるとするジェファースンの考えは死滅することなく、現在もなお合衆國人の中に脈々と流れている。

二

イギリスは周知のように世界史上最初に産業革命が行われ、近代民主主義思想が生れた國である。民主主義の基本點についてはアメリカによく似ている。ではジェファースンの理想にみられたように、イギリスにおいてもまた民主主義と家族農業の間に一般的な關係があると考えられていたであらうか。まず十八世紀中葉以後の産業革命及びインクロージュ運動の考察から始めよう。

インクロージュ運動はすでに十五世紀から起つてゐるが、十八世紀末から十九世紀初頭にかけて最も急激に進展した。それは地主貴族階級によつて計畫され、遂行されたが、その性格は農業主義的というよりもむしろ商業主義的であり、また民主主義的というよりも貴族主義的であつた。このようにして大土地所有の集中、大經營單位への編成が行われ、農業革命の基礎が確立した。

イギリス産業革命は一七六〇年迄には社會の主流となつておりこれによつて激しい農民離村がひき起された。これらのことからイギリスでは、(1)ジェファースンにみられる商工業に對する恐怖感がなく、(2)民主主義と農業主義的生活態度 (agrarian way of

三〇)とを等置せず、(3)民主主義の生成はむしろ農業人口の減少に對應していたといえよう。イギリス農業の特色は「古典的な大土地保有と粗放的農業」にある。家族農場の数は非常に少く、それがイギリス民主主義の支柱であつたとは考えられない。それではイギリス民主主義の支柱は何であつたか。穀物法の廢止(一八四六年)について考察しよう。

産業革命とインクルージア運動の進展にともなつて獨立自營農民は減少し、都市居住の大衆が増加した。獨立自營農民の減少は地主貴族を中心とする穀物法を支持する勢力を弱め、逆に都市居住大衆の増加は産業資本家を中心とする穀物法廢止、自由貿易支持の勢力を強めることとなつた。穀物法廢止問題を繞つて激しい論争が行われたが、農業主義者は地主階級の優位を保持することこそがイギリスの政治的、社會的制度の基礎であると主張した。その際興味あることは、彼等が民主主義の名において農業を守るというのでなく、民主主義はイギリスの政治的、社會的制度を破壊するものであり、そのような民主主義的な動機が自由貿易論者にあるとしたことである。これがイギリス農業主義者の政治的、社會的精神であつた。

一八四六年遂に穀物法は廢止せられた。その政治的意義はインクルージア運動のそれとはまさにあい反するものであつたが、これら二つの政策の推移から次のような特質がみられる。すなわち農業にある特別な社會構成の基礎としてよりもむしろ食糧源、國富源として、經濟的な觀點から考えるようになったということ

である。十九世紀末以降第二次大戰に至るまで、農業危機の對策としてとられた小農保護政策及び農業保護政策もまた、主にこのような考え方からなされたものであつた。それは農民の家計あるいは國民經濟の食糧不足を切抜ける補助手段としてであつて、小農をもつて農業生産の基本としようとしたのでもなければ、アメリカや穀物法廢止前のイギリスにみられたような農業主義的保護政策としてではなかつた。一八七〇—一八〇年代における「土地三エーカーと一頭の牝牛を!」のスローガン、一八八二年にとられた農民のために配賦地(alotment)を保留する政策、一八九二年の小農場創設法、一九〇八年の貸貸農場の強制徵收と小農場創設、第一次世界大戰中並びに一九一九年、二六年及び三一年の同趣旨の法律、三二年の農業救済政策等、何れもそうであつた。

第二次大戰後のイギリス農業政策もまた同様である。舊生産方法による低所得農業人口の維持をも、また食糧價格の引上による一般生活水準の壓迫をも容認しない。すべての者が適度な榮養標準を保持できるように、「最小のコストで最大の食糧生産を」のスローガンで農業復興と技術の改善を推進している。大經營化は必然である。四〇〇乃至六五〇エーカー規模の農場への編成替すら推奨されている。イギリス農業の典型は自有自營の家族農場でなく、比較的大規模の借地農場である。家族農場の前途はますます暗い。

三

農業主義と民主主義との關係という點から民主主義諸國の中でイギリスがその一極を示すとすれば、フランスはその對極におかれる。フランスでは産業革命の始めから現在に至るまで家族經營の小農場 (*la petite exploitation familiale*) が自信的といつてよいほど執拗に維持されている。フランス農業構造の特色は、(1)大部分の土地が自有自營の小農 (*small farmers*) によつて耕作され、(2)その農場が細分されている點にある。農業制度は今日でも多分に中世的性格を帶び、經營規模は經濟的、技術的に適正以下である。

一七八九年フランス革命當時の農民は國民の八割以上をしめており、農民の九割は(農民の)土地所有者であつた。したがつて革命における人民の主目的は極めて農民のであり、法律上完全な土地所有權の獲得と、封建的領地の解放による土地の獲得にあつた。私有權の廢棄ではなくむしろ私有權の完全な確認にあつた。まさに古典的ブルジョア革命である。革命の成果と其後の均分相續の強行により小土地所有農民の數は激増し、そのために産業革命のみでなく農業自體の技術的發展をも遅らせることとなつた。

彼等小土地所有農民の問題の中心は革命の成果の現状維持にあり、しかもそれをいかにして政治的に維持するかにある。イギリスとは違つて經濟的に問題を提起しないという點ではフランスは思想、政治の國であり、それもブチ・ブルジョアの觀念の國であつた。彼等はいふ、「無資産者は内訌の道具であり、その指導者

は常に大土地所有者であつた。」

フランスの産業革命は一八三〇年以後に漸く進展したが、それとともに大農か小農かを繞つて論争が活潑に行われ、シスモンディ、マルクス等は前者を、サンジカート、ルネ・アンリ等は後者をそれぞれ主張した。しかし結局において家族農業は存続したのである。フランス農業の大規模近代化を唱導する共産黨も家族農業を支配的形態として認め、全農業改革をこれに一致させる方向で行うことを承認している。

一八八五年以來フランスは農業保護政策をとつたが、いうまでもなくそれは農業の現状維持すなわち現状の資源分配、小農及び分割地等の維持をはかるものであつた。二十世紀への轉換期における共同組合も個人を基礎とするものであり、第一次大戦期の食糧危機に際して唱えられた分割地の統合策も均分相續にすぐ觸れることなく、不成功に終つた。すなわち産業革命の壓迫も、フランスでは反つて家族農業を基調とする社會という考えをますます固執させる結果となつた。

しかし農業有業人口一人當りの扶養可能人口が、アメリカでは一五人であるのにフランスでは僅か五人にすぎない。フランス農業の非能率性は明らかである。一九四六年フランス政府は、これをもつて農業主義及び個人主義の行過ぎによるものであるとして、次のような經濟政策をとつた。工業化、貿易の促進、農業の近代化、統合及び農業有業人口二百萬の減少等への集中計畫がそれである。

それは正に百年前の一八四六年にイギリスが果したところのものであった。その後のイギリスではむしろ割當地及び小農場創設政策がとられ、小農場單位による農業への再入植がはかられた。逆にフランスでは農業過剰人口を工業労働者に編入し、殘餘の者で大規模の生産を行わせようとしている。しかも注意すべきは兩者とも民主主義の名において行つてゐることである。

フランスの民主主義は、熾烈な個人主義の焰をもつてアンシャン・レージュを全く時代遅れの時まで維持してきた。フランス農業主義は國民的熱情にまでたかめられ、歴史的現實的な基盤を失つたロマンと化してしまつた。

ジェファアソンの理想はイギリスでは無視され、フランスでは曲解された。さてアメリカでは其後どのような展開を示したであらうか。

四

ジェファアソン以後十九世紀最終の四分の一期までのアメリカの制度は基本的にはジェファアソンのものであつた。しかしその後は産業革命の一層の進展によつて大規模商業的農業が急増し、あたかもインタロージュア運動を思わせるが如く家族農業を併存する傾向にあつた。家族農業が依然として支配的形態であり、大規模商業的農業の増加を過大評價してはならないけれども、少くとも以前のように農業が民主主義の唯一の據り所であるとは考えられなくなつた。農業の他産業への依存度は高まり、そこでは獨占が

進展してゐた。ジェファアソンの社會理念の實現に與つて力あつた廣大な未墾地はすでになくなつてゐる。未墾地の存在がそのまま民主主義の基礎となるものではないが、經濟的向上の機會の均等という理想も未墾地がなくなつたら現實化することは困難であつたろう。それはアメリカ農業の危機である。

前述のようなアメリカの理想はジェファアソン以來つねにアメリカ農政の基調であり、その公式機關への具體化は除々に行われていつた。たとえば農務省の創設とその機能の漸次的擴大がそれである。これらの過程のうちに、農業危機の到來とともに家族農業の維持は政策の盲目的な目標から意識的な目的となり、ニューデールにはつきりと實を結んだ。

農務省は一八六二年に創設されたが、當初の目的は農業知識の授受、優良品種の普及にあり、豫算も僅か十萬弗にすぎなかつた。しかしそれはモリル法（一八六二年）、ハッチ法（一八八七年）、肉類検査、食糧及び藥品法（Food and Drugs Act 一九〇六年）、スミス・レーヴァ法（一九一四年）、聯邦農場貸付法（一九一六年）等の諸政策を通じて漸次に社會、經濟の領域にも及び、一九三三年以降のニューデールの諸政策によつて政府の農業統制機構は完成され、毎年十億弗以上を支出する世界最大の政府機關の一となるに至つた。

農民運動も十九世紀末においてはグレンジャー黨、人民黨等何れも昔ながらの古典的民主主義原則を主張するに止まり、社會經濟的發展に對し客觀情勢の認識を缺いてゐた。したがつてその主

張も一時的、現象的な要求で、永續的な特別の公共政策の要求ではなかつた。後者のような政策の提案は今世紀に入つて漸く始まり、特に第一次大戦後に農業が衰頹するとともに活潑となつた。

アメリカ農業局連合團體 (Farm Bureau Federation 一九二一年)、國民農業會議 (一九二二年)、實業家による農業調査委員會 (一九二六年) の結成又は開催があり、何れも農業は特別の公共政策を必要とする特殊産業であると結論した。それに基いて、クーリッヂ大統領によつて否認されはしたが、バリティ價格政策を盛つたマクナリ・ホッゲン法案が提案され、また連邦農業局 (Federal Farm Board) が設立され (一九二九年)、ホッレン・スミット關稅法 (一九三〇年) が成立した。このような展開のうちに機熟し、一九三三年にニューデール政策がとられ、農業は政府の包括的な統制下におかれ、公共財政援助に依存するに至つた。

ニューデール諸立法及び行政諸機關の目的は農業を他産業と平等の地位におくことにあつた。同時に家族農業を農業の中心とし、大規模農場からの保護をはかつた。しかし計畫の進展につれてバリティ——それも所得バリティでなく價格バリティ——の考へが前面に出て、その目的のために二つの方策がとられた。一つは基礎農産物の市場供給量を減少することであり、今一つは農産物市場價格維持のために補助金を交付することである。

AAA (農業調整局) は基礎農産物について國內の生産並びに販賣量を規制した。それは一九三三年農業調整法から三六年土壤

保全法へと進展し、三八年恒久法 (Permanent Act) になると一層強化されて、販賣割當の強制、罰金税の強行を伴つた。しかしこのような減産計畫による減反にもかかわらず、生産量は毎年増加をみた。

CCC (商品信用公社) は作物擔保貸付及び買上げにより、もつと直接的にバリティ價格を支持した。その適用をうける農産物は、次第に擴大されて遂に一六六品目、總額一二〇億弗 (一九四五年) に達した。

農業信用政策は更に FCA (農業信用局) よつて推進された。既に連邦土地銀行 (Federal Land Banks)、中期信用銀行 (Intermediate Credit Banks) があつたが、それに加えて新しく連邦生産信用公社 (Federal Production Credit Corporation) 連邦組合金融銀行 (Federal Banks for Co-operatives) が設立され、一九三四—四〇年間はこれらの銀行による貸付額は年平均三〇億弗に上つた。

これらの政策によつて農業は破滅から免れたが、階層別にみると、アメリカ農業の最弱點にいたるまで救済されたわけではない。バリティ價格支持政策においても、農業生産物の八割は農民の三分の一によつて生産され、最下層の三分の一は僅かに四パーセントしか生産しない (一九四五年) ことを知るならば、また FCA にしても、あくまでも「信用」の供與であつて「慈善」ではないといつて、下層農民には及びえないような附帶條件をつけていることを知るならば、これらの政策がいわゆる中農の没落を防止し

えたとしても、最もその必要のある貧農そのものの救済ならぬことは明らかである。

ここにFCAの對象となりえない貧農を對象としたFSA（農業保全局）が稍遅れて一九三八年に設立された。そのスローガンはFCAと違つて信用の供與ではなく「農業の復興」(rehabilitation)であつた。農業生産に對する經濟的顧慮からでなく、社會的目的からであつた。そこにはアメリカの農業を不在地主と小作農の農業から防止し、家族農場の所有を奨励促進し、その所有を保全することが謳われてゐる。

FSAの事業と組織はFCAとほぼ同一であつたが、その中で注目すべきものは、アメリカ農政においてこれまでみられなかつた新しい方向に一步をふみ出したことである。協同集團農場の創設と長期農場貸付とがそれである。何れも貧農の利益を計るためのものであつたが、前者は獨立家族農業の原則からの乖離であり、後者は無制限所有權原則の否定を意味する。果して四三年議會委員會の論争の焦點となつた。そして非アメリカ的な原則によるものとして否定され、四六年にはFSAの代りにFHA（農民生活改善管理局）が新設されたのである。

このようにして最弱點に至るまでの救済は果されなかつたけれども、アメリカ農業はニューデール以後約十年ばかりの間に被保護的存在から一つの政治勢力にまで發展した。戦後には農務省さえも「農民の福祉は國民全般のそれと離れてはありえない」と、逆に農民に對して警告するに至つた。輿論は次第に農産物價格騰貴

及び政府補助金政策に反對し始めた。またシュルツ、シェフアード等の經濟學者からもパリティ價格政策に對して批判がなされた。すなわち經濟政策の中心問題は全國民經濟における完全生産、完全雇傭であり、全經濟の一部門における價格吊上のための生産制限であつてはならない。むしろ農業問題の根本は、彈力性を缺く農産物需要及び常に進歩しつつある生産技術に比較して農民の數が餘りにも多いところにある。問題の根本的解決は農業部門の過剩勞働力を工業部門へ轉換させることであり、したがつて完全な工業生産の實現にある、と。

アメリカ農政は、一方においては家族農場を驅逐するほどの大農場の増加を制限する（一九四一年政策）とともに、他方ではFSAにみられた協同集團農場並びに長期農場貸付の方向をも否定した。ここに全經濟發展の一部門として、能率的な家族規模農場を單位とする最も適度な農業人口の獲得こそがその基調となつたのである。

五

最後に家族農業と民主主義との關係が、現在並びに今後のアメリカ農業及び農政において占める地位について展望を與えよう。

農業は最高の地位を與えられた職業であり、農業人口の多寡が國民の福祉及び民主主義の尺度であるというアメリカの傳統的な考え方は、その創生期であるジェファソンンの時代には正しかつたであらう。だがそれ以後常に正しかつたとはいえないし、現在

ではそれが正しいとは決していえない。試みにみよ、アメリカの農家の四分の一は年六〇〇弗以下（一九四五年）の低所得農家であり、農村における栄養不良者の割合は都市の二倍である。手形不渡率にしろ、家屋施設にしろ、また幼児の死亡率、圖書館の利用度等においても農村はいちじるしく悪い。世界の諸政府において、いやファッシズム、共產主義政府においてさえも農業はその支柱であるといわれている。同じく民主主義國であつても、既にみたようにイギリスの民主主義は農業貴族主義が崩壊し、農業は生活の單なる一方法だとされて始めて成立した。フランスは、民主主義が繁榮したといえる範圍内では、農業社會による (because of) ものでなく、むしろそれがあつたにもかかわらず (in spite of) 繁榮したのである。つまり今日では民主主義は農業特有の現象であるという考え方は正しくなくなつてきている。

現在は農民自身もまた農民一般としてでなく、それぞれの經濟的利害によつて各組織が持たれていることは他と變りがない。ただ他の産業或いは労働者の場合は外部から政府に壓力をかけるだけであるが、農民の場合には政府の内外部の両面から行う。たとえば一九四六年に創設された PMA (生産販賣管理局) の運営によく現われている。

PMA は従來の AAA、CCC 及び他の十二の事務局が統合されたものである。棉花、酪農、穀物等々の十農産物部に分たれ、各部はそれぞれの農産物の生産目標の計畫とその達成に責任をもつ。農務省内の他の機關もそれに照應して活動し、正に連邦、州、

及び地方政府の合成の體がある。農民も一般市民としてよりも農民として参加し、いわば「ワシントンから各農場の草の根に至る」までのあらゆる農業政策の立案と遂行を直接的に分擔する。このような政策に對して二つの點から批判がなされた。第一にそれが急進的な政府統制であること、第二に大農業企業家による反動的企圖であることがそれである。

第一の點についていえば、その實行計畫の立案は地方委員會によつて地方で最初に取上げられる。したがつてこれを政府側の非民主主義的な計畫であるとするのは當らない。

しかし第二點の批判には否定しきれないものがある。パリティ價格政策において、支拂のスライド制がとられ最高一萬弗までの制限が附されてはいるけれども、明らかに全農民の三分の一をしめる上層に利益を與えるものである。また農務省も創設以來基本的にはこれらの上層に對して關心をよせていた。この批判の第二點を明らかにするためにも、また各農民組織が外部から政府に壓力をかけるそのやり方の相違という點からも、現在の主要な農民組織を分析する必要がある。

一般に農民の利益を代表する全國組織としてはグレンヂ (the National Grange)、ファーマーズ・ユニオン (the Farmers' Educational and Co-operative Union of America) 及びフエデレーション (the American Farm Bureau Federation) の三つがある。グレンヂは一八六七年に創立され、七四萬人を擁して、その主張はフェデレーションに近いが保守的である。

三組織のうちで最も鋭に對立しているのは一九二〇年に創立し
一三萬人をもつフェデレーションと、一九〇二年に創立し四〇
萬人を擁しているファーマーズ・ユニオンとである。

フェデレーションは大規模商業的農民を基盤とし、農業普及部
(Extension Services)を通じて農務省と密接に繋つてゐる。農
業普及部は連邦政府と諸州によつて合同で維持されるが、その部
長は農務省の農業普及部長である。そして直接に農民と接觸する
下部組織であるカウンティ駐在員がフェデレーションと古くから
の密接な關係をもつてゐる。しかもこのカウンティ駐在員の役割
はニューデール政策によりカウンティ委員會においてますます重
みを加えた。このようにフェデレーションは農業普及部を通じて
政府部内における發言權を増大させ、パリティ價格政策の最も積
極的な支持者であり、FSA廢止の首領をつた。富農と同様に
貧農をも代表すると自稱しているけれども、そうでないことは明
瞭である。

ファーマーズ・ユニオンは貧農を地盤とし、家族農業をもつて
アメリカ農業の一般的な經營單位とすることを目的とする四七年
普及部制度を痛烈に批判し、カウンティ駐在員組織の代りに選舉
による委員組織を唱える。さらに具體的方策として次のようなこ
とを主張する。低廉な移動勞働力を利用する工場農業(factory
farms)の壓迫を排除するために勞働者と提携して最低賃銀法及
び勞働基準法の農業部門への擴張をはかること、土壤保全計畫に

よつて專業農家以外の農民及び勞働者に雇傭機會を與えること、
各農家に年一千弗の現金所得を保證すること、FHAにより巨大
農場を買収して經濟的な家族農場單位に分割し、一定の購買有資
格者に轉賣すること、經濟的規模に達していない家族農場を擴張
して經濟的規模にさせること。

このように農民内部においても利害の對立とそれに照應する諸
組織があるとすれば、農業のみが民主主義の源泉であるとはま
すまいえなくなる。民主主義の源泉は農業ばかりでない。商工業
をも含めた國民經濟全般でなければならない。つまり家族農業が
民主主義を救済するのではなく、民主主義こそが家族農業を救う
ものである。嘗つて協同組合において民主主義の救済の途を見出
したと考へられた。然しマルクスのいうように、それは資本主義
の遂行であつて、その改革乃至匡正ではない。アメリカの協同組
合の例からすれば、それは何よりも大企業の典型であることだ。
たとえ個人の小企業にとつて利益であるとしても、そのことは決
して協同組合のみの存在をはかればよいことにはならない。やは
りそれも全體の一部である。

アメリカの家族農場は現在のように經營者によつて所有され、
また個人による自由な企業形態をとることが望ましい。しかし産
業革命はますます進展し、すでに一八九〇年以來産業の獨占が存
在している。かかる時代にあつて以上の前提のもとに家族農業の
救済は可能であるうかといふと、その望みはある。何故かといへ
ば、收益遞減法則が働から大企業のみが經濟的な適正規模であ

とは限らない。戦後の農業技術の進歩や農村電化の進歩によって、小さな家族農場も従来利用できなかった生産手段を使用することかできるようになり、大農場と同様な利益を得るであろう。また共同所有乃至協同利用によつて大機械を導入することもできる。現に各地域のいろいろなタイプの家族農場は大規模商業農業と立派に對抗してやつてゐるのではないか。

何をなすべきかは明らかである。すでに我國の經濟學者が示してくれた。それは民主主義という共通尺度から我々の理解したイギリス、フランスの歴史に照しても妥當する。我々の目標を達成するためには多數の農民及び農業労働者を他産業に配置轉換し、農業生産財の配置替を現在並びに將來の需要にしたがつて行うことを必要とする。これらのことは農業の支配層への恣意的な報酬や、農業への補助金によつては促進させられない。また農業特惠主義によつても促進できない。全國民が完全生産、完全雇傭而して完全な民主主義の信念をもつことによつてのみ達成される。これがアメリカにおける家族農業と民主主義への展望である。もはや問題は何をなすかを知ることではなく、なさんとする意志をもつことである。

六

以上が本書の梗概である。著者は「農業と民主主義」について論をすすめてゆくに當つて四本の柱を立てる。そのうちの二つが「農業」と「民主主義」であることはいうまでもない。第三の柱

は「農業に對する考え方」であり、第四は「産業革命」である。

「農業」とは家族農業を意味し、特に自有自營の家族農業に重點がおかれる。したがつて小作農の増加は著者にあつては——あるいはアメリカ的な考えからすれば——農業の衰退を示すものとしてとらえられる。「民主主義」とは「貴族主義」に對立する概念である。ここでは「法律の前には萬人が平等」であるというよりも、「人民自治」あるいは「人民主權」を意味し、經濟的には「經濟的向上の機會均等」をさす。

「農業に對する考え方」を、農業とは、(1)社會において特別に重要な地位をしめるものであるという農業主義的な、傳統的な考え方と、(2)産業革命とともに新しく出てきたところの全國民經濟の一部門にすぎないとするビジネス的な考え方とに區別する。そして兩者を對立的に把握し、その變化或いは相違を米、英及び佛の三國について歴史的に追求している。この二つの考え方は民主主義との關連において考えられていることはいうまでもない。然し常に前者の傳統的な考えが「貴族主義」に結びつき、後者のビジネス的な考えが「民主主義」とつながる、というものではない。むしろ民主主義が成立してからの問題として取上げられている。そしてアメリカ農業の發展過程をジェファソン以來の傳統的な考えと、經濟的環境の合理化に伴つて新興してきたビジネス的な考えとの對立と融合において把握し、前者の典型としてフランス農業を、後者の典型としてイギリス農業を考え、そしてそれぞれの長所を具備したものとしてアメリカ農業を考える。

「産業革命」は農業に對するこれらの二つの考え方を動かす基本的なものである。産業革命の進展につれて農業、ことに家族農業は相對的にあるいは絶對的にさへも衰微する。農業主義的な、傳統的な考え方からすれば當然に一國の存亡に係わるものであり、その國の民主主義の危機である。ところがそれとは逆に近代民主主義はいずれも産業革命を遂行した國々において現われている。また産業構成の變化にともない、農業主義的な考え方からする政策が國民全部には受け容れられなくなる。ここにおいて農業主義的な考えは否定されるか、或いは維持されるとしても現實的な地盤を喪失したロマンと化してしまふ。つまり著者は次のように主張する。アメリカ人の考え方において家族農業は民主主義の基礎であるかのようにいわれているけれどもそれは誤りである。たとえばイギリスの民主主義は自有自營の小農が消滅する過程において現われた。フランスの民主主義は小土地所有農民が存在していたからでなく、存在したにもかかわらず存続した。アメリカにおいてのみ兩者の間に密接な關連があつたといえるが、それも特殊の限定された範圍においてである。獨占企業が存在する今日では舊態依然たる家族農業の維持は民主主義の支柱として甚だ脆弱である。正に家族農業が民主主義を匡救するのではなく、民主主義こそが家族農業を救うのである。ここに新しい二十世紀の民主主義を必要とする、と。

以上紹介を旨として述べてきた。その立論の仕方については一應問わないうとしても、次のような問題が起る。

(一) 勿論舊來の家族農業が民主主義の據點として脆弱であるからといつて直ちにこれを見捨てることにはならない。しかし一歩を進めて何ゆゑに新しい編成替を行つてまでも家族農業を救ふねばならないのであらうか。同時にまた著者が批判の對象とした「家族農業こそが民主主義の支柱である」という通説が今もつてアメリカ政界で有力であるというその地盤はどこにあるのか。

(二) 家族農業を救う二十世紀の新しい民主主義とはいかなるものか。著者はこれを完全雇傭、完全生産を遂行するものであるという。ではこれを現實に遂行させる主體は何であるか、いかなる客觀的條件のもとに行わんとするか。

(三) ということは、それらの問題が今後の日本農學の問題とも深く關連するからである。世界史的にみても經濟的地盤のない民主主義は單なるロマンにすぎないし、また一國の民主主義は必ずしも自有自營の家族農業を地盤として出てきたものでない。今日ではアメリカにおいてさえ舊來の家族農業は民主主義の支柱として脆弱である。二十世紀の民主主義は各國において全國民經濟における問題として取上げられ、しかも新しい民主主義の遂行として提起されている。かかる段階においては農地改革によつて地主的土地所有を大幅に排除したとはいへ、零細自作農を創出しただけでは、意圖した日本農業の民主化、近代化及び農業生産力の向上（自作農創設特別措置法第一條）がみられないことは明らかである。とすれば、十八世紀末のフランスにおけるような小土地所有農民の創出は何を意味するであらうか。

また戦後のアメリカ農業政策における家族農場の支持は、農業生産における自由な個人企業を支持するという觀念から導き出されたものであるが、更にそれは農業技術の發達、農村電化及び大農業機械の共同所有、協同利用によつて家族農業が大農業と同等な生産力をあげる、いや現にあげつつあるという現實の基礎の上に立つ。日本農業はいかなる現實的基礎の上にその目的を達成しようとするか。日本における二十世紀後半の新しい民主主義はいかにすれば建設されるであらうか。

「農業と民主主義」という問題であるだけに、著者の一般的結論、たとえば農業或いは家族農業のみが民主主義の支柱ではない、國民全般の福祉こそがそれである、ということとはとりたてていうまでもないことかもしれない。しかし米英佛三國の性格を特徴づけて展開するプロセス、隨所にみられる分析の鋭さには教えられるところが多い。日本農業問題とも關連して大いに興味をそそり、問題を喚起する書である。

x

x